



三重県公報

令和5年8月29日 (火)

第 443 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
53	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
54	三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社会推進課)	3
告 示			
547	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	6
548	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
549	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	6
550	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	7
551	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	7
552	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	7
553	同件	(同)	8
554	同件	(同)	8
555	同件	(同)	9
556	同件	(同)	9
557	同件	(同)	10
558	同件	(同)	10
559	三重県内における事業所の労働条件等の実態調査の実施	(障がい者雇用・就労促進課)	10
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	11
	同件	(同)	11
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(大気・水環境課)	12
	同件	(子ども心身発達医療センター)	12
	同件	(警 察 本 部)	12
	同件	(同)	13

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年八月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十三号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(室の設置及び分掌事務)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 税務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 県税の賦課及び犯則取締りに関すること（自動車税等（県税事務所の長（<u>以下この条において「県税事務所長」という。</u>）が行う調査に関するものを除く。））、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、<u>法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税（県税事務所長が行う調査に関するものを除く。）</u>）、県たばこ税並びに産業廃棄物税に係るものを除く。）。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 自動車税等並びに法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税の賦課に関する事務のうち県税事務所長が行う調査に関すること。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>4 課税室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 県税の賦課及び犯則取締りに関すること（自動車税等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、<u>法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税（県税事務所長が行う調査に関するものを除く。）</u>）、県たばこ税並びに産業廃棄物税に係るものを除く。）。</p> <p>二 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、<u>県たばこ税並びに産業廃棄物税の賦課及び犯則取締りに関すること（津総合県税事務所に限る。）</u>。</p> <p>三 <u>法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税の賦課及び犯則取締りに関すること（四日市県税事務所及び津総合県税事務所に限</u></p>	<p>(室の設置及び分掌事務)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 税務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 県税の賦課及び犯則取締りに関すること（自動車税等（県税事務所の長（<u>次項において「県税事務所長」という。</u>）が行う調査に関するものを除く。））、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、<u>資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人に係る事業税及び県民税、県たばこ税並びに産業廃棄物税に係るものを除く。）</u>。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 自動車税等の賦課に関する事務のうち県税事務所長が行う調査に関すること。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>4 課税室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 県税の賦課及び犯則取締りに関すること（自動車税等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、<u>資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人に係る事業税及び県民税、県たばこ税並びに産業廃棄物税に係るものを除く。）</u>。</p> <p>二 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、<u>資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人に係る事業税及び県民税、県たばこ税並びに産業廃棄物税の賦課及び犯則取締りに関すること（津総合県税事務所に限る。）</u>。</p>

<p>る。)</p> <p>(所管区域の特例)</p> <p>第三十三條の二 (略)</p> <p>2 前条に掲げる事務のうち同条第四項第三号に係る事務については、設置条例第四条第二項に規定する所管区域にかかわらず、桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、四日市市、三重郡、鈴鹿市及び亀山市の区域は四日市県税事務所の所管区域とし、津市、松阪市、多気郡、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡、名張市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡及び南牟婁郡の区域は津総合県税事務所の所管区域とする。</p>	<p>(所管区域の特例)</p> <p>第三十三條の二 (略)</p>
--	-------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年八月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十四号

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則

三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成十年三重県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公衆の縦覧)</p> <p>第四条</p> <p>(略)</p> <p>(認証の通知及び公表)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項に規定する公表については、インターネットを利用して行う。</p>	<p>(公表及び公衆の縦覧)</p> <p>第四条 条例第二条第六項のインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法による公表については、三重県ホームページに掲載して公表することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(認証の通知及び公表)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項に規定する公表については、三重県ホームページに掲載して行う。</p>

第五号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第10条関係）

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名
 （電話番号）

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

現 行	変 更 後	備 考

2 変更の理由

- 備考 1 上記1には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 法第55条第1項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
- イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ロ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
- (ロ) 役員等との取引
- ハ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ニ 役員等に対する報酬又は給与の状況
- (イ) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（（ロ）に係る部分を除く。）
- (ロ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- ホ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ヘ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 法第55条第2項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

(規格A4)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県特定非営利活動促進法等施行規則の規定に基づいて提出されている定款変更認証申請書は、改正後の三重県特定非営利活動促進法等施行規則の規定に基づいて提出された定款変更認証申請書とみなす。

告 示

三重県告示第 547 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
在宅ケアグループ ゆうあい	北牟婁郡紀北町東長島 1307-1	居宅介護支援	令和 5 年 4 月 1 日
かわはし薬局	桑名市筒尾 9 丁目 7-16	居宅療養管理指導	令和 5 年 4 月 1 日
かわはし薬局	桑名市筒尾 9 丁目 7-16	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人グループホーム滝原	度会郡大紀町滝原 830 番地 1	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和 5 年 5 月 1 日

三重県告示第 548 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護リハビリステーション桜	鈴鹿市道伯町 2147-23	訪問看護	所在地	鈴鹿市道伯町 2147-23	鈴鹿市道伯町 2150-15 2F A	令和 5 年 6 月 18 日
訪問看護リハビリステーション桜	鈴鹿市道伯町 2147-23	介護予防訪問看護	所在地	鈴鹿市道伯町 2147-23	鈴鹿市道伯町 2150-15 2F A	令和 5 年 6 月 18 日
グループホームまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	認知症対応型共同生活介護	名称	グループホームまごころ	グループホームはなみずき	令和 5 年 7 月 1 日
グループホームまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	名称	グループホームまごころ	グループホームはなみずき	令和 5 年 7 月 1 日
デイサービスセンターまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	通所介護	名称	デイサービスセンターまごころ	デイサービスセンターうさぎ	令和 5 年 7 月 1 日
訪問介護ステーションまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	訪問介護	名称	訪問介護ステーションまごころ	訪問介護ステーションうさぎ	令和 5 年 7 月 1 日
ケアプランセンターまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	居宅介護支援	名称	ケアプランセンターまごころ	ケアプランセンターイルカ	令和 5 年 7 月 1 日

三重県告示第 549 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
在宅ケアグループ ゆうあい	北牟婁郡紀北町東長島 1307-1	居宅介護支援	令和5年4月1日
かわはし薬局	桑名市筒尾9丁目7-16	居宅療養管理指導	令和5年4月1日
かわはし薬局	桑名市筒尾9丁目7-16	介護予防居宅療養管理指導	令和5年4月1日
特定非営利活動法人グループホーム滝原	度会郡大紀町滝原 830 番地 1	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和5年5月1日

三重県告示第 550 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年8月29日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護リハビリステーション桜	鈴鹿市道伯町 2147-23	訪問看護	所在地	鈴鹿市道伯町 2147-23	鈴鹿市道伯町 2150-15 2F A	令和5年6月18日
訪問看護リハビリステーション桜	鈴鹿市道伯町 2147-23	介護予防訪問看護	所在地	鈴鹿市道伯町 2147-23	鈴鹿市道伯町 2150-15 2F A	令和5年6月18日
グループホームまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	認知症対応型共同生活介護	名称	グループホームまごころ	グループホームはなみずき	令和5年7月1日
グループホームまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	名称	グループホームまごころ	グループホームはなみずき	令和5年7月1日
デイサービスセンターまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	通所介護	名称	デイサービスセンターまごころ	デイサービスセンターうさぎ	令和5年7月1日
訪問介護ステーションまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	訪問介護	名称	訪問介護ステーションまごころ	訪問介護ステーションうさぎ	令和5年7月1日
ケアプランセンターまごころ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	居宅介護支援	名称	ケアプランセンターまごころ	ケアプランセンターイルカ	令和5年7月1日

三重県告示第 551 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和5年8月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 登録年月日及び登録番号
平成14年7月19日 第7号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 西井 正	三重県多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21

- 変更内容
農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
中条 茂美	もみ、玄米、小麦、大豆	K2421128

三重県告示第 552 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において

準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 553 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 554 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 555 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 556 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役

所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 557 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 558 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 559 号

令和 5 年度三重県内における事業所の労働条件等の実態調査を次のとおり実施します。

令和 5 年 8 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査の目的
本年の三重県内における事業所の福利厚生、休暇制度、労働環境等の状況を把握する。

2 調査の期間

令和5年8月31日(木)から同年9月30日(土)まで(31日間)

3 調査対象事業所

日本標準産業分類の大分類に定める対象産業(ただし、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「公務(他に分類されるものを除く)」及び「分類不能の産業」を除きます。)とし、そのうちの常用従業者規模が10人以上300人未満の事業所から抽出した2,000事業所

4 調査の方法

オンライン調査

5 調査の主な内容

- (1) 事業所の現況について
- (2) 常用従業者の状況について
- (3) 労働時間・休日休暇等について
- (4) 新規学卒者の採用やインターンシップについて
- (5) 正社員の中途採用について
- (6) 高年齢者雇用について
- (7) 外国人雇用について
- (8) 仕事と家庭の両立支援について
- (9) 男女共同参画の取組について
- (10) メンタルヘルス対策への取組について
- (11) 多様な就労形態の導入について
- (12) 誰もが働きやすい職場づくりに関する意識について
- (13) リスキリングについて
- (14) 賃上げについて

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和5年8月29日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量(空中写真測量)

2 作業期間

令和5年8月21日から同年12月1日まで

3 作業地域

松阪市柚原町、同市後山町、同市飯福田町、同市与原町及び同市嬉野岩倉町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和5年8月29日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量(基準点測量及び路線測量)

2 作業期間

令和5年9月4日から同年12月25日まで

3 作業地域

南牟婁郡紀宝町鶴殿

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年8月29日

三重県知事 一見勝之

1	物品等の名称及び数量	大気汚染自動測定機器等 1式
2	担当部局	津市広明町13番地 三重県環境生活部 環境共生局 大気・水環境課
3	落札者決定日	令和5年8月18日
4	落札者	三重県津市河芸町中別保150-1 株式会社三弘三重営業所 所長 佐藤 薫
5	落札金額	入札価格 32,800,000円 契約金額 36,080,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和5年6月16日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年8月29日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム再構築・運用保守業務委託
2	担当部局	津市大里窪田町340番5 三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課
3	落札者決定日	令和5年7月21日
4	落札者	三重県津市栗真中山町大縄手196 株式会社八神製作所津営業所 所長 村瀬 大志
5	落札金額	入札価格 28,000,000円 契約金額 30,800,000円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	令和5年6月6日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年8月29日

三重県警察本部長 難波正樹

1	物品等の名称及び数量	三重県警察本部で使用する電気（単価契約）（予定使用量）2,535,900kWh
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係
3	落札者決定日	令和5年8月14日
4	落札者	東京都千代田区大手町1丁目4番2号 丸紅新電力株式会社 代表取締役 須田 彰
5	落札金額	入札価格 59,517,705円（税込）
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和5年6月23日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年8月29日

三重県警察本部長 難波正樹

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県運転免許センターで使用する電気（単価契約）（予定使用量）1,079,300
kWh |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和5年8月14日 |
| 4 | 落 札 者 | 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
丸紅新電力株式会社 代表取締役 須田 彰 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 32,658,756 円（税込） |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和5年6月23日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
